

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三原市選挙管理委員会及び大崎上島町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年十月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

名称	指 定 施 設		変 更 事 項	
	所在地		所在地	変 更 後
本郷体育センター	一	三原市本郷町下北方三二一番地	所在地	三原市下北方二丁目二番二三号
下北方老人集会所		三原市本郷町下北方九五七番地	所在地	三原市下北方二丁目二三番一八号
本郷福祉センター	一	三原市本郷町下北方三七五番地	所在地	三原市下北方二丁目二番一二号
本郷ひまわり保育所	四	三原市本郷町下北方一二二番地	所在地	三原市下北方二丁目八番一号
中野老人集会所	豊田郡大崎上島町中野五五六番地一		名称	片浜老人集会所